

港区施設予約システム

利用者登録について

目次

1 利用者登録とは

2 申請方法について

2-1 電子申請の場合

2-2 電子申請と登録を希望する施設窓口の併用の場合

2-3 登録を希望する施設窓口での申請の場合

3 利用できる施設について

1 利用者登録とは

施設を利用するためには、あらかじめ利用者登録が必要となります。

利用者登録は、施設予約システムによる電子申請または登録を希望する施設窓口での申請が可能です。

利用者登録を行うことで、施設予約システムにログインし、施設の抽選・予約申込みができるようになります。

(1) 申請に必要な書類

①利用者登録申請書

各施設の窓口を設置しています。電子申請の場合は、直接システム上から必要事項を入力いただきます。

②本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証など、登録される方（団体の場合は代表者）が本人であることが確認できる書類

③その他、施設ごとに定められた書類

登録区分によっては、別に書類が必要となる場合があります。詳しくは「3 利用できる施設について」をご確認ください。

例) 団体登録の場合：団体名簿、団体規約、活動計画書など
在勤・在学登録の場合：在勤証明書・学生証など

(2) 登録の種別

施設によって、在住・在勤・在学団体（個人）、民間事業者など登録いただける区分が異なります。詳しくは、「3 利用できる施設について」をご確認ください。

(3) 登録の完了

- ・登録が完了した場合、施設にて登録書をお渡しします。
- ・「利用者番号」と「パスワード」は、システムにログインするために必要となります。お忘れにならないようご注意ください。
- ・登録の完了により、利用者番号とパスワードを使ってシステムにログインすることで、施設の抽選・予約申込みができるようになります。
- ・登録には有効期限があります。有効期限が切れた場合、施設の抽選・予約申込みができなくなりますのでご注意ください。

2 申請方法について

利用者登録の申請方法は以下の3つです。

- ①電子申請
施設予約システム上からすべての申請手続きを行う方法です。
- ②電子申請と登録を希望する施設窓口申請の併用
申請に必要な情報をあらかじめシステムに入力しておき、本人確認や申請書等の提出は施設窓口にて行う方法です。
- ③登録を希望する施設窓口での申請
すべての申請手続きを施設窓口にて対面で行う方法です。

★このような方にオススメ★

- ①電子申請
施設窓口に行く時間が無く、電子上で手続きを行いたい方
- ②電子申請と登録を希望する施設窓口申請の併用
施設窓口での手続き時間を減らしたい方
- ③登録を希望する施設窓口での申請
パソコン等の操作に不慣れな方
施設職員から直接案内を受けたい方

2-1 電子申請の場合

利用者登録を電子申請する場合の流れは以下のとおりです。

電子申請の場合、必ず登録者本人（団体の場合は代表者）による申請と、マイナンバーカードまたは運転免許証による本人確認が必要となります。

詳しい操作方法は、「港区施設予約システム操作マニュアル」を参照してください。

利用希望する施設を検索

利用したい施設を地区または施設名、利用目的を条件に検索します。利用したい施設を決めるに当たっては、「3 利用できる施設について」をご参考ください。

登録区分を選択

検索条件に該当する登録区分が表示されます。表示された登録区分の中から登録要件や必要書類、利用できる施設を確認し、選択します。各登録区分の登録要件については、「3 利用できる施設について」をご覧ください。

申請情報の入力

システム上に表示された内容にしたがって、申請情報を入力します。

本人確認

申請者本人（団体の場合は代表者）のマイナンバーカードまたは運転免許証による本人確認を行います。本人確認には、原則、スマートフォン専用アプリのダウンロードが必要です。

必要書類の提出

登録区分に応じて、必要となる書類をシステム上から提出します。区の様式による提出が必要な場合は、区または施設ホームページから様式をダウンロードのうえ、作成したファイルを提出してください。提出いただく書類は、PDFファイル(.pdf)もしくは画像ファイル(.png、.jpg、.jpeg)のみとなります。

審査

申請いただいた情報を施設が確認します。登録区分によって、審査に2週間程度かかる場合もあります。申請情報に不備があった場合、メールにてお知らせします。

登録完了

審査に問題が無ければ、登録いただいたメールアドレス宛に承認メールをお送りします。登録完了後、施設を利用される際に、登録した施設で登録書を受け取ってください。

2-2 電子申請と登録を希望する施設窓口の併用の場合

電子申請と登録を希望する施設窓口申請の併用をする場合の流れは以下のとおりです。利用者登録に必要となる申請情報のみ電子上であらかじめ入力し、本人確認と必要書類の提出は登録を希望する施設窓口にて行っていただきます。

詳しい操作方法は、「港区施設予約システム操作マニュアル」を参照してください。

利用希望する施設を検索

利用したい施設を地区または施設名、利用目的を条件に検索します。利用したい施設を決めるに当たっては、「3 利用できる施設について」をご参考ください。

登録区分を選択

検索条件に該当する登録区分が表示されます。表示された登録区分の中から登録要件や必要書類、利用できる施設を確認し、選択します。各登録区分の登録要件については、「3 利用できる施設について」をご覧ください。

申請情報の入力

システム上に表示された内容にしたがって、申請情報を入力します。

施設窓口へ

本人確認書類や必要書類を準備のうえ、登録を希望する施設窓口までお越しいただきます。※必要書類などで不明な点がある場合は、登録を希望する施設までお問合せください。

本人確認

施設窓口にて本人確認書類を提示いただき、確認を行います。

必要書類の提出

必要書類がある場合は、提出いただきます。

審査

申請いただいた情報を施設が確認します。登録区分によって、審査に2週間程度かかる場合もあります。

登録完了

審査に問題が無ければ、登録いただいたメールアドレス宛に承認メールをお送りします。登録完了後、施設を利用される際に、登録した施設で登録書を受け取ってください。

2-3 登録を希望する施設窓口での申請の場合

窓口で利用者登録の申請をする場合の流れは以下のとおりです。

利用希望する施設を決定

利用したい施設を決めます。利用したい施設を決めるに当たっては、「3 利用できる施設について」をご参考ください。

施設窓口へ

利用を希望する施設の窓口へお越しいただきます。

登録申請

本人確認のうえ、登録申請書に登録に必要な事項を記入し、登録区分に応じて必要となる書類と合わせて提出します。

審査

申請いただいた情報を施設が確認します。登録区分によって、審査に2週間程度かかる場合もあります。

登録完了

審査に問題が無ければ、登録書を受け取り、登録完了となります。

3 利用できる施設について

港区では、区民センターやいきいきプラザ、スポーツセンターなど様々な施設をご利用いただくことができます。

どの施設を利用できるかわからない場合は、以下の例を参考にしてください。

利用目的(例)

・区内に在住・在勤していて、自主的な活動で利用したい

→

・男女平等参画に関する活動で利用したい

→

・自主的な学習活動で利用したい

→

・高齢者同士の交流活動で利用したい

→

・区内事業者で地域貢献活動のために利用したい

→

・港区外の事業者で会議をするために利用したい

→

・環境の保全に関する活動で利用したい

→

・健康づくりや生活習慣病の予防・改善で利用したい

→

・屋外スポーツをしたい

→

・屋内スポーツをしたい

→

施設候補

・区民センター

・男女平等参画センター

・生涯学習施設

・いきいきプラザ

・区民センター
・男女平等参画センター
・生涯学習施設
・いきいきプラザ
・産業振興センター

・産業振興センター
・生涯学習施設

・エコプラザ

・健康増進センター

・麻布運動場
・青山運動場
・芝浦中央公園運動場
・埠頭少年野球場
・芝公園多目的運動場
・学校施設

・スポーツセンター
・氷川武道場
・学校施設

利用者登録に当たっては、登録する利用者区分を選択いただく必要があります。
 以下を参考に、登録要件や必要書類を満たす利用者区分を選択のうえ、申請してください。
 利用者区分によって、施設の抽選申込み期間や空き予約申込期間等が異なります。
 各施設の詳しい内容は、「港区施設予約システム利用案内」に掲載していますので併せてご確認ください。

利用できる施設	利用者区分	登録要件	必要書類
	町会・自治会等指定団体	区に届出をした町会又は自治会	-
	福祉団体	①港区心身障害者団体助成要綱に基づく助成を受けている団体 ②港区障害者（児）通所事業運営費等補助金交付要綱に基づく助成を受けている団体 ③みなと障がい者福祉事業団 ④港区老人クラブ連合会 ⑤港区老人クラブ	-
	社会教育関係登録団体	①公の支配に属しない自主的な団体であること ②継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること ③次の行為を行わない団体であること。 ・営利を目的とした事業又はそれに類する行為 ・特定の政党の利害に関する事業 ・公の選挙に関し、特定の候補者を支持する等の政治活動 ・特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派等を支援する宗教活動 ・その他、公序良俗に反する行為 ④団体としての規約(会則)を有していること。 ⑤代表者が、原則として区内在住又は在勤であること。 ⑥連絡先が区内にあること。なお、連絡先は代表者及び常任の講師以外の者とする。こと。 ⑦構成員が5名以上で、その過半数が区内在住又は在勤であること。 ⑧構成員が、原則として学生のみ又は一企業等の関係者のみでないこと。 ⑨未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。	①社会教育関係団体登録申請書（新規登録の場合）※様式あり ②団体の規約または会則 ③会員名簿 ④活動計画書 ⑤活動報告書 ⑥構成員の過半数が区内在住または在勤であることを確認できる書類（在住の場合）マイナンバーカード（表面）、運転免許証などの写し （在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し ⑦団体の代表者が区内在勤であることが確認できる書類（在勤の場合のみ）在勤証明書、健康保険証などの写し ⑧登録更新申請書（有効期間の更新の場合）※様式あり ⑨決算報告書（有効期間の更新の場合）
区民センター（5か所） ・麻布区民センター ・赤坂区民センター ・高輪区民センター ・芝浦港南区民センター ・台場区民センター	民間事業者（区内）	①社会奉仕活動、地域貢献活動等の区民福祉の増進に資する目的で利用する場合 ②区が要請する区民向け説明会等の開催のために利用する場合 ③その他区長が特に必要と認める場合	団体の代表者が区内在勤であることが確認できる書類（在勤証明書、健康保険証などの写し）
男女平等参画センター（リーブラ）	官公署・公益法人	区内の官公署又は公益法人が公益のための行事に利用するとき	官公署又は公益法人であることが確認できる書類
生涯学習施設（2施設） ・生涯学習センター（はるーん） ・青山生涯学習館	区民センター在住団体	①団体の構成員が10名以上であること。 ②団体の構成員が70%以上が区内に住所を有する者で構成する団体であること。 ③団体の所在地及び代表者の連絡先が区内であること。 ④団体の代表者は、満15歳以上の者であること。	①団体の規約または会則 ②会員名簿 ③活動計画書
いきいきプラザ（17か所） ・三田いきいきプラザ ・神明いきいきプラザ ・虎ノ門いきいきプラザ ・南麻布いきいきプラザ ・ありすいきいきプラザ ・麻布いきいきプラザ ・西麻布いきいきプラザ ・飯倉いきいきプラザ ・赤坂いきいきプラザ ・青山いきいきプラザ（講習室・体育館除く） ・青南いきいきプラザ ・豊岡いきいきプラザ ・高輪いきいきプラザ ・白金いきいきプラザ ・神応いきいきプラザ ・白金台いきいきプラザ ・港南いきいきプラザ	区民センター在勤団体	①団体の構成員が10名以上であること。 ②団体の構成員が70%以上が区内に勤務している者、住所を有する者又は学校に在学する者で構成する団体であること。 ③団体の所在地及び代表者の連絡先が区内であること。 ④団体の構成員は、満15歳以上の者であること。	①団体の規約または会則 ②会員名簿 ③活動計画書 ④団体の構成員が区内在勤又は在学であることが確認できる書類（勤務先が発行する在勤証明書、在学証明書）
健康増進センター（ハルシーナ） ※利用者区分「福祉団体」の場合のみ	男女平等推進団体	①男女平等参画社会の実現を目指し、そのことが団体の規約に明記され、具体的な活動をしていること。 ②団体の構成員が3人以上であること。 ③団体の構成員の50%以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。 ④団体の所在地又は代表者の連絡先が区内にあること。	①団体の規約または会則 ②会員名簿 ③登録団体要覧（兼活動計画書）※様式あり ④個人情報取得同意書※様式あり ⑤団体の構成員のうち港区内に在住、在勤又は在学している方全員の住所、勤務先所在地、又は在学先所在地が確認できる書類（在住の場合）マイナンバーカード（表面）、運転免許証などの写し （在勤の場合）区内の住所が明記されている社員証、在勤証明書等※名刺は不可 （在学の場合）学生証などの写し ⑥活動報告書（有効期間の更新の場合のみ）※様式あり
	男女平等学習団体	①団体活動の一部に男女平等参画社会の実現に向けた学習、事業等への参加等を含み、そのことが団体の規約又は会則に明記され、及び男女平等学習活動を1年度に1回以上行うこと。 ②団体の構成員が5人以上であること。 ③団体の構成員の50%以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。 ④団体の所在地又は代表者の連絡先が区内にあること。	①団体の規約または会則 ②会員名簿 ③登録団体要覧（兼活動計画書）※様式あり ④個人情報取得同意書※様式あり ⑤団体の構成員のうち港区内に在住、在勤又は在学している方全員の住所、勤務先所在地、又は在学先所在地が確認できる書類（在住の場合）マイナンバーカード（表面）、運転免許証などの写し （在勤の場合）区内の住所が明記されている社員証、在勤証明書等※名刺は不可 （在学の場合）学生証などの写し ⑥活動報告書（有効期間の更新の場合のみ）※様式あり
	一般利用団体	①団体の代表者が区内に住所を有する者、勤務している者、又は在学している者であること。 ②団体の構成員が2人以上であること。 ③団体の代表者は、満15歳以上の者であること。	団体の代表者が区内在勤または区内在学であることが確認できる書類（区内在勤または区内在学の場合のみ） （在勤の場合）在勤証明書、区内の勤務先所在地が記載されている社員証などの写し （在学の場合）学生証などの写し
	一般利用個人 ※生涯学習施設（2施設）は除く	①申込者が区内に住所を有する者、勤務している者又は在学している者であること。 ②申込者は、満15歳以上の者であること。	本人が区内在勤又は区内在学であることが確認できる書類（区内在勤または区内在学の場合のみ） （在勤の場合）在勤証明書、区内の勤務先所在地が記載されている社員証などの写し （在学の場合）学生証などの写し
生涯学習施設（2施設）のみ ・生涯学習センター（はるーん） ・青山生涯学習館	生涯学習施設一般団体（区外）	①団体の代表者が区外に住所を有する者であること。 ②団体の構成員が2人以上であること。 ③団体の代表者は、満15歳以上の者であること。	①会員名簿 ②活動内容が判断できる書類
	民間事業者（区外）	①社会奉仕活動、地域貢献活動等の区民福祉の増進に資する目的で利用する場合 ②区または教育委員会が要請する区民向け説明会等の開催のために利用する場合 ③その他区長が特に必要と認める場合	団体の代表者が区外勤務（事業所の所在地が区外）であることが確認できる書類（在勤証明書、健康保険証などの写し）

利用できる施設	利用者区分	登録要件	必要書類
青山いきいきプラザ体育館	青山いきいきプラザ体育館登録 在住団体	構成員数の3分の2以上、かつ構成員の10人以上が区内在住者であり、団体の所在地及び代表者の連絡先が区内にあること。	①団体規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書 ④区内在住者であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証などの写し）
	青山いきいきプラザ体育館登録 在勤団体	構成員の10人以上が、区内在住者又は区内在勤者であり、団体の所在地及び代表者の連絡先が区内にあること。	①団体規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書 ④区内在住者又は区内在勤者であることを確認できる書類 （在住の場合）マイナンバーカード、運転免許証などの写し （在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し
	青山いきいきプラザ体育館登録 一般団体	区内在住者及び区内在勤者を主な構成員とするが、在住団体及び在勤団体に該当しないこと。	①団体規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書 ④区内在住者又は区内在勤者であることを確認できる書類 （在住の場合）マイナンバーカード、運転免許証などの写し （在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し
産業振興センター	区内中小企業登録	区内に事務所、事業所または住所を有する中小企業者※ ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。	（法人の場合）履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの）の写し （個人の場合）確定申告書又は特別区民税・都民税事業所課税納税証明書（最新のもの）の写し （代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
	区内中小企業団体登録	①団体の構成員の7割以上が区内に事務所、事業所または住所を有する中小企業者※であること ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。 ②10人以上で構成されていること ③団体の所在地および連絡先が区内にあること	①規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書又は活動計画書 ④（代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
	区内中小企業勤労者団体登録	①団体の構成員の7割以上が区内の事務所もしくは事業所に勤務する従業員、または区内に住所を有する者であって中小企業者※の従業員であること ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。 ②10人以上で構成されていること ③団体の所在地および代表者の連絡先が区内にあること	①規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書又は活動計画書 ④（代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
	区外中小企業登録	区外に事務所、事業所または住所を有する中小企業者※ ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。	（法人の場合）履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの）の写し （個人の場合）確定申告書又は特別区民税・都民税事業所課税納税証明書（最新のもの）の写し （代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
	区外中小企業団体登録	①団体の構成員の7割以上が中小企業者※であり、区内中小企業団体以外の団体であること ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。 ②10人以上で構成されていること ③団体の所在地および代表者の連絡先があること	①規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書又は活動計画書 ④（代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
	区外中小企業勤労者団体登録	①団体の構成員の7割以上が中小企業者※の従業員であり、区内中小企業勤労者団体以外の団体であること ※「中小企業者」とは中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者です。 ②10人以上で構成されていること ③団体の所在地および代表者の連絡先があること	①規約又は会則 ②会員名簿 ③事業計画書又は活動計画書 ④（代表者ではなく、担当者が申請する場合）担当者のマイナンバーカードなど本人確認書類の写し
健康増進センター （ヘルシーナ）	ヘルシーナ登録団体	①健康づくりを活動の目的とする団体であること。 ②団体の構成員が10人以上であること。 ③構成員は、原則として港区在住又は在勤の者であること。	①会員名簿 ②団体規約 ③団体の代表者が区内在勤であることが確認できる書類 （区内在勤の場合のみ）在勤証明書、健康保険証などの写し ④団体の構成員全員の氏名、住所、勤務先が確認できる書類 （在住の場合）マイナンバーカード、運転免許証などの写し （在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し
	ヘルシーナ一般団体	ヘルシーナ登録団体以外の団体	団体の代表者が区内在勤であることが確認できる書類 （区内在勤の場合のみ）在勤証明書、健康保険証などの写し
エコプラザ	エコプラザ在住団体	①環境の保全に関する活動を行う団体であること。 ②団体の構成員が10人以上であること。 ③団体の所在地及び代表者の連絡先が区内にあること。 ④団体の構成員の5割以上が区内に住所を有し、在勤し、または在学しており、区内在住者が5割以上であること。	①団体の規則、会則 ②会員名簿 ③活動計画書
	エコプラザ在住団体以外の団体	①環境の保全に関する活動を行う団体であること。 ②団体の構成員が10人以上であること。 ③団体の所在地及び代表者の連絡先が区内にあること。 ④団体の構成員の5割以上が区内に住所を有し、在勤し、または在学していること。	①団体の規則、会則 ②会員名簿 ③活動計画書
介護予防総合センター （ラクッチャ）	介護予防総合センター登録団体	①団体の構成員に区が養成した介護予防リーダー又は介護家族サポーターを含むこと。 ②団体の構成員が5人以上であること。 ③団体の代表者の連絡先が区内にあること。	①団体の規約または会則 ②会員名簿 ③活動計画書 ④団体の代表者が区内在勤であることが確認できる書類（区内在勤の場合のみ）在勤証明書、健康保険証などの写し ⑤介護予防リーダーまたは介護家族サポーターであることが確認できる書類（介護予防リーダー登録証など）

利用できる施設	利用者区分	登録要件	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> 麻布運動場 青山運動場 芝浦中央公園運動場 	在住個人（テニス）	<ul style="list-style-type: none"> ①区内在住者であること。 ②16歳以上であること。 	-
	在勤個人（テニス）	<ul style="list-style-type: none"> ①区内在勤者であること。 ②16歳以上であること。 	本人が区内在勤であることが確認できる書類（在勤証明書、健康保険証などの写し）
	在学個人（テニス）	<ul style="list-style-type: none"> ①区内在学者であること。 ②16歳以上であること。 	本人が区内在学であることが確認できる書類（学生証、在学証明書などの写し）
<ul style="list-style-type: none"> スポーツセンター 麻布運動場 青山運動場 芝浦中央公園運動場 芝公園多目的運動場 埠頭少年野球場 氷川武道場 	在住団体（スポーツ）	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の構成員が10人以上であること。 ②団体の構成員全員が16歳以上であること。 ③団体の構成員全員が区内在住であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体名簿※様式あり ②団体の構成員全員が区内在住または在勤であることが確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証などの写し）
	在勤団体（スポーツ）	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の構成員が10人以上であること。 ②団体の構成員全員が16歳以上であること。 ③団体の構成員全員が区内事業所に勤務している団体又は区内在住者及び区内在勤者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体名簿※様式あり ②団体の構成員全員が区内在住または在勤であることが確認できる書類（在勤の場合）マイナンバーカード、運転免許証などの写し（在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し
	在学団体（スポーツ）	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の構成員が10人以上であること。 ②区内在学、在住又は在勤の成人が代表者であり、その他構成員全員が区内在学、在住又は在勤であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体名簿※様式あり ②団体の構成員全員が区内在住、在勤または在学であることが確認できる書類（在勤の場合）マイナンバーカード、運転免許証などの写し（在勤の場合）在勤証明書、健康保険証などの写し（在学の場合）学生証などの写し
<ul style="list-style-type: none"> スポーツセンター 麻布運動場 青山運動場 芝浦中央公園運動場 芝公園多目的運動場 埠頭少年野球場 	少年団体（スポーツ）	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の構成員が10人以上であること。 ②区内在住の成人が代表者であり、その他構成員全員が区内在住の小学生であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体名簿※様式あり ②団体の構成員全員が区内在住であることが確認できる書類（住民票の写しなど）
	免除団体（スポーツセンター）	教育長が指定する福祉団体	-
スポーツセンター	減額団体（スポーツセンター）	<ul style="list-style-type: none"> ①教育長が指定する福祉団体 ②委員会が認める区内の社会体育団体 	社会体育団体の場合、港区教育委員会に登録している社会体育団体であることがわかる書類（登録証の写し）
	学校施設等使用事前届出団体	<ul style="list-style-type: none"> ①団体としての規約(会則)が整備され、かつ、活動計画を有すること。 ②団体の代表者・責任者は、区内在住者であること。ただし、代表者については、教育委員会が認めたときはこの限りでない。 ③団体の構成員が10名以上であること。 ④団体の構成員の70%以上が港区在住者であること。 ⑤団体の構成員が学生ののみ、又は一企業等の関係者のみでないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団体の規約(会則)※様式あり ②会員名簿※様式あり ③本人確認書類届出書※様式あり ④同意書※様式あり ⑤誓約書※様式あり
<ul style="list-style-type: none"> 御成門小学校 芝小学校 赤羽小学校 芝浦小学校 芝浜小学校 御田小学校 高輪台小学校 白金小学校 港南小学校 麻布小学校 南山小学校 本村小学校 弁小学校 東町小学校 赤坂学園赤坂小学校 青山小学校 青南小学校 御成門中学校 三田中学校 高松中学校 港南中学校 六本木中学校 高陵中学校 赤坂学園赤坂中学校 青山中学校 白金の丘学園白金の丘小・中学校 お台場学園港陽小・中学校 	一般団体	団体の構成員が2人以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ①会員名簿※様式あり ②活動内容が判断できる書類※様式あり ③誓約書※様式あり